

福岡県公報

令和七年一月十四日
第五百六十三号
増刊
①

目次

規則(第二号)

○福岡県個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) ……………一

規則

福岡県個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年一月十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二号

福岡県個人情報保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県個人情報保護に関する法律施行細則(令和五年福岡県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第四号、様式第十六号及び様式第二十四号中、「健康保険の被保険者証」を削り、「書類の提出」を「書類の提示又は提出」に改め、「健康保険の被保険者証」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。